

第2回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム
(平成28年11月16日)における主な意見(案)

【1. カリキュラムについて】

- 大学での必要な科目では選択科目を設けてもよいのではないか。
- 大学での必要な科目は、国家試験の科目の内容とも関係するのではないか。日本学術会議が提示している大学での24科目は全科目必修であり、全てを試験科目とするには多いのではないか。
- 大学での必要な科目と国家試験の科目は同じほうが良いのではないか。
- 大学での必要な科目を24科目としても、他資格と比較して多すぎるということはないのではないか。
- 大学での必要な科目の内容はシラバスで担保してはどうか。
- 公認心理師に必要な知識・技術を踏まえた科目について、基礎的な科目は全て必修にし、発展的な科目を選択科目として取り入れてはどうか。学生によって関心のある科目は異なり、大学ごとに開講できる科目も異なるため、発展的な科目は大枠のみ規定すれば、どのようなカリキュラムにするのかは大学が考えるのではないか。
- 発達心理学を必修にしてはどうか。
- 複数の科目を分野別にまとめ、それぞれの分野ごとに1つの科目として考えてはどうか。
- 大学では基本的な知識を学習し、大学院では技能を学ぶというように、大学と大学院で役割分担してはどうか。

【2. 実習・演習について】

- 学生同士の模擬カウンセリングなど、仮想的な内容は演習ではないか。
- 実際のカウンセリングの様子を動画で見た場合、その後討論まで行うことは演習ではないか。
- 演習とは少人数でディスカッションを行うことで、現場に行くことは実習ではないか。
- 実習を振り返る授業は演習ではないか。
- スーパーバイザーが助言を行うカンファレンスは実習ではないか。
- 現行の実習と演習の科目では、1単位取るのに必要な時間数が異なるため、実習と演習を1つの科目として規定することは難しいのではないか。
- 臨床心理士養成大学院に設置してある附属臨床心理相談室(以下、学内相談室)について、実習施設として規定できるかどうか判断するための参考として、日本臨床心理士資格認定協会が持つ情報(確保できている実習ケース数及び大学院ごとの差等)を公表できないか。
- 学内相談室への来談者数などには地域差があるため、学内相談室を利用した実習や演習の内容に、あまり高い要件を規定することは難しいので

- はないか。
- 学内相談室での実習よりも、学外での実習を充実させることを考えるべきではないか。
 - 学内相談室で計3～5名程度のケースを担当させ、スーパービジョンを受けさせれば、実習の質は担保されるのではないか。
 - 学外実習であっても、見学実習は実習として認めないほうが良いのではないか。
 - 学内相談室と学外の実習はその質が異なる。原則として学内相談室での実習を行い、学内相談室で経験できないケースを学外での実習で補うという方法もあるのではないか。
 - 学内相談室での実習ばかりやっていると、医療現場に出たときに患者の対応ができないのではないか。複数の分野の施設で実習を行うなど、学外の実習を充実させることが重要ではないか。
 - 各分野での実習を十分にしようとするとう時間がかかる。大学院の2年間で実習を行うことを考えると、面接の基本を身につけることが重要であり、学内相談室での実習でも良いのではないか。
 - 学内相談室は、実習施設として活用できるのならば活用すれば良い。必ずしも必須としなくても良いのではないか。
 - 大学での実習は見学実習でも良いのではないか。
 - 医療分野での実習として、多職種で取り組む実習であれば、学生はその中に入っていけるので有用ではないか。
 - 学内相談室での実習でカウンセリングはできるようになっても多職種連携ができるようにならない。学外の実習を主とするべきではないか。
 - 指導者については、一定程度経験がある人であるべきではないか。

【3. 実務経験の範囲について】

- 雇用する側としては、無資格者を5年間も雇用することは難しく、実務経験を5年以上にすると、今まで以上に雇用が難しくなるのではないか。無資格の状態にされる若者の立場も考慮すると、実務経験は2年で十分ではないか。
- 附帯決議では公認心理師法第7条第1号の養成ルートを基本とするとなっているので、別の養成ルートがメインにならないようにすべきではないか。無資格者を5年間雇用することの課題は大きいですが、学校での勤務は週に1～2回となるため、2年間の実務経験では不十分ではないか。
- 実務経験以外に土日に研修を行う必要はないため、日本臨床心理士資格認定協会の実務経験の算出根拠にはならないのではないか。(第2回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム資料5、日本臨床心理士資格認定協会ヒアリング資料10ページ「5 大学卒業後の実務経験⇒五年間」)
- 病院での勤務経験から、大学院課程修了者でも業務を覚えるまでに2年

- 間かかるという意見があるが、大学卒業後の実務経験者だと業務を覚えるまでもっと時間がかかるのではないか。
- 大学卒業後の実務経験のルートは、簡単に公認心理師になることができるルートと認識されないようにすべきではないか。
 - 公認心理師がさまざまな分野（保健・医療分野、教育分野、福祉分野、司法・法務分野、産業・労働分野等）で業務を行うことのできる知識・技術を身につけるために、複数の分野で大学卒業後の実務経験を行うべきではないか。2年間では短いのではないか。
 - 医療心理師国家資格制度推進協議会が提案している「2年間かつ2,500時間以上」のように、実務経験として認められる範囲は、期間だけではなく時間を考慮することも必要ではないか。

【4. 現任者及び国家試験について】

- 試験科目を免除することができるのと公認心理師法で規定されているところ、試験科目が決まらないと免除する科目も決めることができないが、医師国家試験のように、試験科目を決めないという場合も考えるべきではないか。
- 事例問題には複数の科目の学習内容が含まれることになり、科目ごとの出題は難しいのではないか。
- 心理相談・援助の対応は答えが1つに限定できないことがあるため、事例問題の作成が難しいのではないか。かといって、心理に関する些細な知識を問う問題を出題するのは良くない。
- 大学では知識、大学院では技術を修得することを目標とすれば、大学院に入学する段階で、知識は学んでいると見なすことができ、国家試験では事例問題を主に出題することができるのではないか。
- 些細な知識問題を出題すると、大学や大学院では、実習等を前倒しにして試験の知識問題対策に走るところも出てくるのではないか。
- 事例問題は実務能力を見ることができる内容にしてはどうか。
- 国家試験の方法について、論文試験のように採点者の主観が入る試験は良くないのではないか。論文試験は採点に時間もかかるため、マークシート試験のみで良いのではないか。また、技能を問うための実技試験も現実的に実施は難しいのではないか。
- 国家試験の合格基準について、大学院卒業者の資質が担保されるのであれば、合格率は9割でも良いが、資質が担保されないのであれば合格率は6割程度に抑えても良いのではないか。
- 公認心理師法附則第2条第2項の受験資格について、年齢制限は設けなくて良いのではないか。

以上